

山梨県 手数料納付連絡票

手数料名	第五百七十号から前号までに定めるもの以外の証明手数料
略称	山梨県手数料00242
納付金額	400円



◆ 留意事項

- ・手数料等を納付するときは、本票をレジ設置窓口に持参してください。
- ・窓口で手数料等を納付されましたら、レシートと合わせて発行される納付済証を受け取り、申請書等と併せて、手続きの担当課へご提出ください。
- ・納付済証は再度の発行を行うことができませんので、大切に保管してください。
- ・納付済証は県提出用の申請書の裏面に貼り付けてご提出ください。
- ・キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。
領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。

◆ 手数料等収納用レジの設置場所

- ・下記QRコードからご確認ください。

